

平成31年度非営利公益活動広報補助金 募集要項

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

1. 趣旨

非営利公益活動団体が自ら行う広報活動への支援を行うとともに、広く県民の非営利公益活動の理解や活動への参加を促進することを目的として、本補助金を交付します。

2. 対象事業

- ・非営利公益活動の広報など、県民へ非営利公益活動を広く周知し又は当該活動への参加を促すパンフレット等及びウェブサイトの制作または改修にかかる事業。
- ・令和2年（2020年）2月28日（金）までに完了する事業。
- ・単独のイベントに係る広報は対象外です。

3. 補助金の概要

（1）対象団体

- ・県内のNPO・ボランティア・地域づくり団体（法人格の有無は問いません。）
- ・国又は地方公共団体からの資金により一部または全部が運営されている団体を除きます。
- ・過去5年間（平成26年度から平成30年度）に当該補助金を受けている団体は除きます。

（2）対象経費

- ・公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下、「センター」という）が補助事業を実施するために必要と認める経費。

【対象経費：パンフレットのデザイン料及び印刷費並びにホームページ制作及び改修に係る委託料】

- ・委託料については、県内事業者が実施するものに限ります。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難とセンターが認めた場合については、この限りではありません。

（3）補助率・補助上限額・交付件数

- ・補助率：4分の3
- ・補助上限額：112,000円（補助対象経費は150,000円、千円未満の端数は切り捨て）
- ・交付予定件数：18件程度を予定

4. 応募方法

（1）募集期間

- ・平成31年4月19日（金）から令和元年5月31日（金）まで【17：00必着】

（2）応募書類の入手方法

非営利公益活動広報補助金交付要綱（以下、「交付要綱という。」）に基づく各様式については、センターのホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、窓口にご相談ください。

(3) 応募方法

交付要綱を確認の上、申請書一式を持参または郵送にて提出してください。

【申請書一式】

- ア 申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 団体規約（規約がない場合は、団体の活動目的、活動概要がわかるパンフレット及び年間計画の写しなど）
- オ 事業内容に関するもの（チラシ、レジュメなど）

(4) 選考方法

・募集期間終了後に審査会を開催し、書類審査及び委員の合議により補助団体を決定します。（6月頃予定）

・審査会において得点が並んだ場合、広く県民の非営利公益活動の理解や活動への参加を促進するという趣旨から過去に採択実績のない団体を優先します。

〈審査基準〉①団体が取り組んでいる事業が公益的な活動であること。

②事業をとおして、誰にどうやってどのような情報を届けたいか明確であること。

③事業を実施する能力（体制、組織、関係機関との協力等）が認められること。

5 その他

ア 本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務、及びそれに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかな精算手続き及び総括を行い、実績報告を進めるよう努めてください。

イ 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。

ウ 次に掲げる事項が認められた場合には、交付決定を取り消すことがあります。

- ・応募申請した内容どおりに事業が行われなかった場合
- ・報告書等の提出等、本補助事業の手続きが行われない場合

エ 本補助金を活用して制作した成果物には、センター規定のロゴまたは本補助金を活用した旨を記載してください。

6 お問い合わせ先

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（てとり）

担当 椿 尾崎

住所 〒682-0023 倉吉市山根 557 番地 1 パープルタウン 2 階

電話 0858-24-6460 / ファクシミリ 0858-24-6470

開所時間：10：00～18：00（土・日・祝日を除く）

電子メール：info@tottori-katsu.net

ホームページ：http://tottori-katsu.net